

**第13期 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会
通常総会（作業部会との合同会議）議事録**

（要点筆記）

1 **開催日時** 令和6年6月12日（水）午後7時～午後8時20分

2 **開催場所** 加須保健所 2階 大会議室

3 **出席者** 別添名簿のとおり
※オンライン会議を取り入れて開催

4 **進 行**

（1）開会

（2）あいさつ（加藤会長）

加藤会長（北埼玉医師会長）が議長

（3）議事録署名人選出

加藤会長が南埼玉郡市医師会長の高木先生と北埼玉歯科医師会長の野本先生を指名

（4）経過報告

板橋ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院 院長）

こんばんは。4月から済生会加須病院の病院長に就任させていただきました板橋でございます。この「とねっと」が解散ということで、非常に残念に思いましたが、利根保健医療圏でこれだけ先進的なことをやってきたんだということに、かなり驚きました。そういった意味で9月で終わりというのはすごく残念な気もしますが、逆に「とねっと」の発展をさらに進めていくことが大事なんだろうと私自身は理解しております。利根保健医療圏の中で先生方、行政の埼玉県、加須市など、みなさんが色んなところでお力を発揮して来られたんだろうと考えまして、私としても是非、皆さま方と一緒に利根保健医療圏の医療を医科、歯科を支えながら、よりよい医療を市民の皆さま方に提供できればなと思っておりますので、是非、総会は最後ということですが、今後ともよろしくご指導お願いいたします。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

みなさん、こんばんは。長いことやってきた「とねっと」がいよいよ最後だと思うと感無量です。壮大な社会実験として始まって、なかなか私たちが思い描くようなネットワークにはできなかったですけども、どこが悪かったかということのを是非記録に残して、次の人の研究の足しになれば、12年間やってきたこと、準備段階からは15年強と書いてありましたが、皆さまのご苦勞が少しでも後世に残るように、是非、今までの議事録、協議事項を残して、どこかに保存していただきたいと思っております。

では、最後の総会をよろしく申し上げます。

(5) 協議事項

○協議第1号 令和5年度事業報告及び収支決算(案)について

渡辺事務局長

令和5年度決算概要(案)に基づき説明をさせていただきます。

令和5年度においては、予算において、構成市町様からの事務局費の負担金を2,000,000円減額し、9,238,000円としたことから、事務局職員を3人から1人減らし、2人体制でこの1年間の事業延長を行いました。既にご承知のとおり、令和5年度末で事業を終了し、令和6年度は財産処分の事業を実施するため、6ヶ月間の清算事業期間を設け、本年9月30日をもって、当協議会を解散することが決定しております。

そうしたことから、「とねっと」への参加住民は、事業終了という周知事業の徹底により、38人に留まり、医療機関等参加者も同様に増加には至りませんでした。

ただ、こうした中でも、総務省、消防庁等の視察や北見工業大学からの取材がありました。

また、和光市の国立保健医療科学院において、「とねっと」の効果・検証を進めるにあたり、NECによりますと、令和5年度は対象患者のデータの抽出、加工、匿名化を実施し、科学院に引き渡したということでした。

なお、令和5年度末の参加住民者数は、35,697人、参加施設数は、136施設となっております。

事業面につきましては、主な指標を前年度比較で示しております。まず、初めに①住民(患者)の参加者数は、令和5年度末現在では、35,697人、前年度比では、事業終了の周知を徹底したことによりまして、同意撤回等を差し引きますと、19人でした。下のグラフをご覧ください。水色は参加者の延べ人数を、オレンジ色は年度別の参加者数を示しております。令和2年度以降の参加者数は、1,000人未満でした。この理由につきましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベント活動や中核病院での積極的な普及活動ができなかったことが主な理由と考えております。

②医療機関等の参加数(施設)につきましては、136施設、前年度比13施設の減でした。

この理由は、令和5年度での事業終了を受けて、直ちに退会した施設によるものです。グラフをご覧ください。参加施設(医科)の推移は、平成25年の114施設が最大であり、それ以降は、診療所の新たな参加、退会等の繰り返しでした。埼玉県計画に基づいて、この「とねっと」はやっておりますが、埼玉県計画の目標値は100施設で、現在は136施設でありました。

次に③医療機関での紐付け患者数は、15,972人で、前年度比481人の減でした。下のグラフは、水色が紐付け患者の延べ人数、オレンジ色の折れ線グラフが紐付け率となっております。この紐付けは、つまり、「とねっと」カードとカルテ番号との突合、同一化を図ることが、この医療連携のスタートとなっており、極めて重要な指標となっております。

次に④健康記録加入者数は18,336人、前年度比は21人の増でした。

続いて⑤健康記録使用回数は、冒頭申し上げましたとおり、事務局職員を2人にしたことから、事業内容を見直し、統計については、協議会の承認を得て、年3回としたことから、令和5年度の使用回数を把握することができないため、令和4年度と令和3年度の比較で記載しております。

⑥救急タブレット端末活用件数につきましては、令和5年度は4,488件、前年度比245件の増加でした。救急隊が救急搬送時に活用しておりました。グラフは、水色が延べ件数、オレンジ色が年度別件数となっております。

⑦医療機関でのアクセス数では、医療機関での双方向性のアクセス数を示しております。こちらについても、令和5年度集計が取れませんので、令和4年度と令和3年度の比較を記載しました。

⑧主な視察・取材・事例発表等ですが、約110件の視察等がありました。主なところでは、厚労省、総務省など国の機関からの視察等でありました。

⑨国の評価では、総務省から「地域ICT利活用の成功事例」に採用、厚生労働省からは、「救急医療体制の適正利用に関する先進的な取組事例」、「医療情報連携ネットワークピックアップ（モデル）事例」にも採用されました。

⑩小学校教材への採用では、小学5年生の社会科資料集に「情報ネットワーク（医療）の活用例」として2つの出版社に掲載されました。

最後に財務面についてですが、この資料は、令和5年度の収支計算や年度末現在の資産、負債、正味財産の額を簡潔に取りまとめ、前年対比としてあります。

まず、①現金預金につきましては、令和5年度末で4,396,537円で、5,104,423円の減でした。その主な理由は、令和5年度から新たな負担となりましたNECのシステム利用料でして、過去5年間につきましては、NECからの無料サービスでした。令和5年度につきましては、10,164,000円の負担を県立病院機構様と構成市町様で負担することとし、県立病院機構様の負担分を差し引いた6,916,800円を構成市町様の負担分として、繰越金から支出したものであります。

なお、この現金預金は、令和6年度の清算事業終了後の残額を「事務局費に係る費用負担に関する規程」に準じて、構成市町へ返金し、残額を0円とします。

③貯蔵品の「とねっと」カードですが、プラスチック製で取得単価は1枚213円で、令和5年度末の残りの枚数は110,115枚、額に換算しますと23,454,495円です。本年3月に開催されました臨時総会にて、廃棄処分することが承認されましたが、プラスチック製ということもあり、業者での買取が可能なのではないかと思い、複数の業者を当たりましたが、この製品自体が、プラスチックだけではなく、表面に樹脂を使用していることから、買取不可能であることが判明しました。先の協議会で承認されたとおり、廃棄処分とし、残額は0円とします。

④什器備品ですが、中核病院や検査施設での連携用サーバ、救急車内で患者情報を参照するタブレット端末、「とねっと」カード発行機をはじめ、プリンタや複合機などの備品になります。その取得原価は90,201,497円であり、令和4年度末で償却は終了しましたが、令和5年度の事業延長により、各什器備品の残存価格を全て1円としておりました。令和5年度末で事業終了となり、その残存価格分も全て償却し0円となりました。これら資産合計は、27,851,032円で、5,116,998円の減でした。

⑤未払金は216,773円で、18,389円の減となり、3月分の社会保険料や後納郵便料などになりますが、4月末までに全て支払い済です。

⑥預り金は53,052円で、22,191円の減ですが、こちらは3月分の個人負担分の社会保険料で、4月に事業主負担分と合わせて支払い済です。これら負債及び正味財産合計は、27,851,032円で、5,116,998円の減でした。

最後になりますが、⑦次期繰越収支差額は4,126,712円で、5,063,843円の減でした。

なお、この4,126,712円のうち、3,375,000円は令和6年度収支予算に充てておりますので、予算上での残額は、751,712円となっております。

以上で、協議第1号の決算概要での説明を終了いたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

加藤会長（北埼玉医師会長）

先ほどの決算（案）について、菊地監事から監査報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

菊地監事

さる、令和6年5月23日に秋本監事と加須保健所会議室において、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の事業年度決算書類を監査いたしました。

監査の結果、事業報告は、当協議会の運営状況を正しく示していると認めます。

会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支計算書、貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書の記載と合致しているものと認めます。

貸借対照表及び収支計算書は、当協議会の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

役員の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上でございます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

事務局からの事業報告及び収支決算（案）の説明と監事の方々の監査報告につきまして、ご意見、ご質問、リモートの方々も何かございますか。

ないようなので、原案どおり、承認とさせていただきます。

（原案のとおり承認）

○協議第2号 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部改正及び協議会長の選任
(案) について

渡辺事務局長

現状、「協議会長は、医師会長又は自治体の代表者のうちから、委員の互選によって定める。」と規定されています。

こうした中、現加藤会長（北埼玉医師会長）は、本年6月14日をもって、北埼玉医師会の代表者を退任される予定とのことであります。

ご承知のとおり、協議会はその後、約3か月強で解散（9月30日）し、清算事業のうち残業務に入ることから、これまでどおり、現会長に引き続き会長職を担っていただき、残業務を円滑に遂行したいと考えております。

ついては、協議会規程の一部を改正し、新たに会長を選任することについて、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものであります。

規程については、協議会規程第9条2項を次のように改めたいと思います。

第9条第2項

会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者（前代表者を含む。）のうちから、委員の互選によって定める。

なお、この規程は、令和6年6月12日から施行したいと思います。

最後に、協議会長の選任（案）についてですが、引き続き、加藤会長を選任し、任期につきましても、北埼玉医師会長の職の任期満了の翌日から協議会の清算事業（決算業務）が終了した日までと考えております。

以上、協議第2号の説明とさせていただきます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。質問等ないようなので、原案のとおり、承認とさせていただきます。

(原案のとおり承認)

○協議第3号 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会解散に伴う関係規程等の整備（案）について

渡辺事務局長

ご承知のとおり、協議会は、本年9月30日をもって解散する承認を得ております。

しかし、協議会規程を廃止するためには、改めて法制上の廃止措置を執らなければならないことになっております。

ついては、協議会規程等について、10月1日以後の清算事業の残業務を円滑に進めるため、2つの区分に整理し廃止措置を執ることとします。

(1) 清算事業の残業務に必要な規程等については、有効期限を設けた上で失効（廃止）する。

(2) (1) 以外の規程等については、直ちに廃止する。

こうした取扱いにすることについて、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものであります。

2の規程の一部改正・廃止については、(1)の清算事業の残業務を遂行するにあたり、規程等の効力を協議会の清算事業が終了した日まで有効とするため、当該規程の一部改正が必要な規程が6本あります。

まず、①埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程ですが、附則に次の2項を加えます。

1 この規程は令和6年6月12日から施行するとありますが、施行日は、10月1日に訂正をお願いします。

なお、この協議第3号に係る規程等につきましては、全て施行日を10月1日に訂正をお願いいたします。

2 この規程は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失うとし、有効期限を設定したいと考えております。なぜ、日付ではなくて、清算事業が終了した日を設定したかという理由につきましては、清算事業がいつ終わるのか、現時点では日にちの特定ができないため、このような表現、規程にさせていただいております。以下、同様に行政の②利根地域医療連絡協議会会則、③協議会印等に関する規程、④協議会の経理に関する規程、⑤協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程、⑥協議会の事務局費に係る費用負担に関する規程、以上6本については、有効期限を設けた上で失効する取扱いとしたいと考えております。

一方、(2)の清算事業の残業務の遂行にあたり、支障とならない規程については、14本あり、こちらについては、協議会解散後に直ちに廃止したいと考えております。

以上、協議第3号の説明とさせていただきます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

第3号議案につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。質問等ないようなので、原案のとおり、承認とさせていただきます。

（原案のとおり承認）

○協議第4号 令和6年度事業に係る監査の実施（案）について

渡辺事務局長

令和6年度につきましては、「とねっと」事業終了に伴い、構成市町からの事務局費負担金や前年度の繰越金を財源として、ネットワークの遮断、機器の処分、現金・備品等の処分、残余財産の帰属整理などの清算業務を実施する年度であります。

については、この年度の事業や会計に係る監査を実施するにあたり、その監査時期が協議会解散の本年9月30日後となるため、当該監査の実施方法について協議会（作業部会）の承認を得た

いので、提案するものであります。

監査の実施時期につきましては、11月中旬頃かと思われませんが、遅くとも12月中旬までには実施されると予定しております。

監査実施者につきましては、現協議会監事の秋本監事と菊地監事と考えております。

以上、協議第4号の説明とさせていただきます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

第4号議案につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

質問等ないようなので、原案のとおり、承認とさせていただきます。

（原案のとおり承認）

○協議第5号 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会解散後の清算事業に係る業務引継ぎ市（町）の選出（案）について

渡辺事務局長

本年9月30日の協議会解散後の清算業務に係る業務引継ぎ市（町）については、協議会の構成市町会議（7市2町）にて、加須市が引継ぎ市として合意を得ましたので、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものであります。

業務引継ぎ関係につきましては、「とねっと」事務局職員と加須市の主管課職員と引継ぎを行っていきたいと思います。清算事業に係る内容としましては、主に清算事業期間の決算になるかと思えます。

最後に、その他としまして、業務引継ぎに伴う具体的な文書手続き等については、今後、協議会事務局と加須市の主管課で調整していきたいと思っております。

以上で、協議第5号の提案とさせていただきます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

4の（4）の事業成果で、国立保健医療科学院での「とねっと」の効果・検証に係る関係者間との調整・進捗管理とありますが、これはもう動き出しているのですか。

渡辺事務局長

もう既にやっております、今年度につきましては、データをNECから科学院へ渡しております。この事業につきましては、既に協議会の承認を得ておりまして、進めているところでございます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

わかりました。ありがとうございます。

第5号議案につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

特にないようなので、承認ということによろしいでしょうか。

（原案のとおり承認）

○令和6年度のスケジュールの概要（案）について

渡辺事務局長

清算事業に係る令和6年度のスケジュールの概要（案）について、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものであります。

令和6年度現在、清算事業期間でありまして、協議会解散後、残っている支払処理を済ませた後に、決算報告書（案）の作成を経て、決算監査を受け、決算報告をしていきたいと思っております。協議会委員、作業部会員の皆さまには、決算監査を受けた後、6年度決算の報告をさせていただきたいと思っております。

次にネットワーク機器の撤去等につきましては、既に4月から開始しておりまして、中核病院、臨床検査施設、診療所、行政等の機器は回収済でして、現在、消防のタブレットを回収している状況でございます。今後、回収済の機器の廃棄について、契約等進めていきたいと思っております。

最後の事務室の整理、文書の保存等につきましては、4月に回収済機器の一時保管場所のスペースを確保するため、「とねっと」事務室内にある備品の一部を廃棄処分しております。

また、7月中旬頃から、保存文書の整理や約12年間の「とねっと」のあゆみをパンフレット製作したいと思っております。

各種手続きにつきましては、協議会解散に伴い、電話やメール等の解約手続きの準備を進めていきたいと思っております。そして、9月下旬に事務局から医療機関や行政の皆さまに協議会解散の通知やパンフレットの配布を行いたいと考えております。

残余財産の帰属については、加須市に帰属し、事務室内の残りの備品（机、椅子等）を9月27日頃に廃棄し、9月30日をもって、「とねっと」ホームページ及び事務室を閉鎖する予定でございます。

文書の保存につきましては、3月の協議会で三島先生からご指摘いただきました電子媒体の保存については、構成市町会議で協議しまして、引継ぎ市である加須市の取扱い規則により、電子媒体の保管が可能であり、この期間については3年ということになります。

こうしたスケジュールをもって、解散に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で、協議第6号の説明とさせていただきます。

加藤会長（北埼玉医師会長）

ただ今の第6号議案につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

パンフレットの作成なんですけど、この内容については、どなたがどのように作成するのか、伺いたいのですが。

それから、電子媒体は、加須市は3年で廃棄するようですけども、この後、欲しければ個人的に譲り受けることができるのでしょうか。3年では、のちの検証に足りないと思いますので、加須市には取得すべき情報は「とねっと」にはなかったんですよね。であれば、誰もが持っている、アクセスできるようにしてもいいのではないかと。協議会の皆さんがいいと言うのであれば、どこかでもらっておきたいと思うのですが。以上2つについてご検討をお願いします。

渡辺事務局長

パンフレットにつきましては、事務局で取りまとめた上で協議会長である加藤会長と相談しながら作っていきたいと思います。

2点目の電子媒体につきましては、加須市の取扱い規則は3年が限度でありますので、ご理解いただければありがたいと思います。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

前回、この協議会で個人的にもらっていいのかということを検討してもらいたいというものでした。パンフレットの内容は、一番よく知っている中野先生と加藤会長に目を通してもらって、一番長いのは中野先生で、次が加藤先生なんですか。それと私がいたということなんですよけれども、その内容については、お互い長くご苦労なされたので、ある程度は目を通してもらいたいと思います。

渡辺事務局長

パンフレットについては、そのような方向で進めていきたいと思っております。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

電子媒体について、コメントをお願いします。

渡辺事務局長

電子媒体については、引継ぎは加須市が受けて、加須市の規程が3年ですので、それ以外の規程がないので、できないという判断をしております。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

3年で記録が残らないということになりますよね。それで皆さんよろしいんでしょうか。

渡辺事務局長

電子媒体は3年間、文書においては、5年間保存するものもあります。そこが最後なのかなと思います。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

個人的にはそれでいいんですけども、私的にいただいはいけないんですか。協議会の皆さんがいいと言ってくれば、もらってもいいのではないのでしょうか。加藤先生、皆さんのご意見を聞いていただけますか。

渡辺事務局長

電子媒体、文書の保存期間は、引継ぎ市の加須市の規則に判断を得るものでして、加須市に確認したところ、できないと判断しております。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

協議会は加須市だけでやっているわけではないですが、加須市の判断で他の市町はそういうことなんだろうが、非常に残念ですが、皆さんのご意見では、これは致し方ない、もう必要ないということなんだろうか。

加藤会長（北埼玉医師会長）

加須市がダメだったというなら、それはしょうがないというのが私の考えですけど。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

協議会のことなので、加須市は関係ないと思いますけど。加須市のデータは加須市で決めればよろしいのではないのでしょうか。

渡辺事務局長

この文書、電子媒体につきましては、協議会の解散後、加須市が引継ぎますから、そこは加須市の判断になるのかなと思います。協議会解散以前であれば、協議会の判断、解散後であれば、加須市の判断になると思います。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

では、是非、この場でいいよと言っていただいて、電子媒体なら場所を取らないので、いつまでも保存ができますので、是非、いただきたいと思うのですが、委員の皆さまのご意見はいかがでしょう。

高木委員（南埼玉郡市医師会長）

内容的にどういったものなのか、私は分からないので判断しにくいんですけども、一つ問題なのは、データ自体は、色々な患者さんのデータなので、それを個人的に保存することは患者さんのご了解をいただかなくていいものなのか、その点を内容的に教えていただきたい。

渡辺事務局長

今までは、データから個人情報を除いて、京都大学や北見工業大学へデータを電子媒体で提供した事例はあります。そこでは、参加者数の推移、参加医療機関の推移、健康記録の加入者数、救急タブレット端末の活用件数等、統計的なものを提供した事例がございます。個人情報等については、全く提供しておりません。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

私が必要と思っているのは、協議会で議論がなされた経緯や議事録など個人情報ではないものです。

高木委員（南埼玉郡市医師会長）

患者さんのデータ等でなければ、私は差し支えないかなと感じます。

草野健康介護課長（宮代町長代理）

個人情報については、本人の同意がないと法律的に厳しいと思いますので、それ以外のものであれば、提供しても構わないと思います。

渡辺事務局長

基本的に個人情報は、これまでに出了たことはありませんし、今後も出す予定はありません。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

内容について、事務局から教えてください。承認された文書は内容的に個人情報が入っているのでしょうか。

渡辺事務局長

ケースバイケースで、入っている文書もあるかと思いますが、もし、それを保存するものがあれば、その部分を削除するという取扱いになるかと思いますが。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

個人の情報は削除するということですが、私も三島先生と同じで、基本的にここでどういった話があったとか、もちろん、行政の会議も含めてですけどね。そういったものが記録されるべきだと思いますし、へたをすれば、全ての参加された方々が共有すべきだと私は思っております。

加藤会長（北埼玉医師会長）

委員の方々、今のご意見について、何かご意見はありますか。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

特に、反対がなければ、個人情報は取って、個人情報以外の電子媒体は、是非、希望者にこの協議会委員の方が良いということになれば、渡すということで、責任をもって保管したいと思っておりますが。いかがでしょうか。

加藤会長（北埼玉医師会長）

今の三島先生のご提案について、承認するか、しないかということだと思うんですけど。これは、7市2町にも関わることなので、是非、ご意見を。

でも、急に、ここでご意見を求めるというのも難しいと思うので、これは、検討事項ということで次回に回すということでしょうか。

渡辺事務局長

冒頭申し上げたとおり、本日が協議会の最後ということで事務局の方では考えていました。

高木委員（南埼玉郡市医師会長）

個人的に保管されるのはいいと思うんですけど、データを何らかの形で公表されるとか、何らかに使うというときに、どういう使い方をするのかを考慮しなければいけないと思うので、私としては、加藤会長にご判断を一任したいなと考えます。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

公表しないというかたちでもいいですし、10年後だったら公表してもいいというような附則をつけていただければ、私はとにかくですね、この12年間、15年間の記録が3年でなくなってしまうというのはあまりにも寂しいではないですか。苦勞してきた者としては、何なのという感じがしますよね。そこをちゃんとこの協議会が「とねっと」を何のためにやってきたのかということの後世に残すためには、やはり10年くらいは残しておかないとダメなんじゃないですかね。

加藤会長（北埼玉医師会長）

三島先生の非常に強い思いが伝わりました。個人情報等に引っかけなければ、もちろん悪用するわけではなければ、私に一任ということであれば、いいかなと思います。7市2町も私の一任でいいのかな。誰か反対のご意見とかありますか。

渡辺事務局長

今、文書で残しているもの、データであるものにつきまして、個人情報をよく見極めた上で、事務局の方で取りまとめて残していきたいと思います。9月30日には加須市に引継ぎますので、それ以降は取扱いできません。ただし、9月30日以前であれば、協議会はまだ存続中でありますので、協議会の先生方、作業部会の先生方等が欲しいということであれば、そのように加工して電子媒体で渡そうと思います。

加藤会長（北埼玉医師会長）

紙に残すのではなくて、電子媒体で取っておきたいというのが三島先生のお願いということですね。私の一任ということですから、それはOKということで、いかがでしょうか。

三島先生、よろしいでしょうか。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

わかりました。

加藤会長（北埼玉医師会長）

それでは、他にご意見もないようなので、6号議案は原案どおり、承認させていただきたいと思えます。

（原案のとおり承認）

加藤会長（北埼玉医師会長）

それでは、議事は全て終了しました。マイクを事務局にお返しします。

（6）閉会

渡辺事務局長

では、本日の会議をもちまして、協議会総会としては、最後の会議となります。

「とねっと」事業の契機となった埼玉県への地域医療再生計画への提案・採用を受け、この協議会の設立をし、そして解散までの期間は15年強でありました。

この場を借りて、医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方、県医療整備課様、県立病院機構様、構成市町の皆さまには、これまでの「とねっと」事業へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

これで、第13期通常総会を閉会といたします。皆さん、長期間にわたり、ありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和6年6月 日

議 長 加藤 誠（原本署名あり）

署 名 人 高木 学（原本署名あり）

署 名 人 野本 幸弘（原本署名あり）